

大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場
(宮城県・兵庫県 第2回)
議事録

日 時 平成30年3月26日(月) 14:00~15:41

場 所 中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室

○内閣府(川上参事官) それでは、ただいまから「第2回大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場(宮城県・兵庫県)」を開催させていただきます。

私は、司会をさせていただきます内閣府防災の被災者行政担当参事官の川上と申します。よろしく願いいたします。

では初めに、海堀統括官より御挨拶を申し上げます。

○内閣府(海堀政策統括官) 皆さん、こんにちは。年度末の大変お忙しい中、第2回の災害救助事務の連携強化に関する協議の場の開催に当たって、多くの皆様に御参加いただきまして、まことにありがとうございます。

本協議の場でございますが、大規模・広域災害、我々としては先般の東日本大震災、阪神・淡路大震災、今後予想される首都直下あるいは南海トラフといった大規模災害時に被災者の救助事務が迅速かつ円滑に行われるように、都道府県における広域調整、それから、物資や様々な資源の調達・配分を事前にしっかりつくる仕組み、あるいはその後の関係業界と円滑な事務を進めるための連携方策について、関係の皆様と意識共有、問題意識の共有を図る場として本検討会を開催させていただいているところでございます。

第1回は、私、冒頭の挨拶のみで、途中で退室してしまいましたが、貴重な御意見をいただいております。本当にありがとうございました。

第2回目でございますが、前回の御議論を踏まえまして、今後、大規模災害が発生したときに、どのようにすればいいか。都道府県の広域調整機能、資源配分機能というものが効率的・効果的にどうしたら発揮できるのか。また、そのもとで迅速な事務、円滑な事務をどれだけ被災者に早く提供できるかといったことについて、具体の議論をいただければと考えております。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○内閣府(川上参事官) それでは、議事に移ります。

前回の議論におきましては、物質の調達や配分については都道府県の広域調整権のもとで実施すべきものであること。また、関係業界との調整につきましては都道府県が中心となり実施すべきものであるということにつきましては共通認識が得られたのではないかと考えております。

つきましては、本日でございますけれども、今後の大規模災害発生を念頭に、どのようにすれば都道府県の広域調整機能や資源配分機能というものがより効率的・効果的、円滑

に発揮できるのか。また、都道府県の広域調整機能を担保する方法として、どのような方法が考えられるのかについて御議論いただければと思っております。

本日も、こうした事項に関連して、出席者の皆様からは資料を色々いただいておりますので、まず出席者の皆様から、資料等について順次、御説明、御発言いただければと思っております。

まず、内閣府から安藤企画官、お願いいたします。

○内閣府（安藤企画官） 内閣府の安藤でございます。お手元の資料1について、御説明を申し上げます。

今回、資料がページ数も少ないので、丁寧に説明をさせていただければと思っておりますので、御容赦いただければと思います。

まず、1ページ目でございます。私ども、南海トラフ地震というものも検討させていただいておりますけれども、その中で熊本地震のときにプッシュ型輸送、プッシュ型の支援というものが、いわば都道府県の要請がなくても国から一方的に物資を送りつけるという形で行ったわけでございますけれども、そういったものが南海トラフ地震が起きた場合、どうするのかということについてまとめた資料が1ページ目から始まっております。

ポイントとしては、1つ目の「趣旨・概要」の1つ目の○に書いてありますが、その3行目に「被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難」。そういったことがあるので、2つ目の○でございますが、被災府県からの具体的な要請を待たないで、必要な物資を確保し、プッシュ型支援で被災府県に緊急輸送するということを検討しております。

その流れというところでございます。その下に「◎物資調達の考え方」というものがありまして、その下に「◎プッシュ型支援の流れ」という形で書いておりますけれども、一応、被災都府県の要請を待たずという形にはなっておりますが、やはり被災都府県がどのように配分をするかということにつきましては、受入体制の確保であるとか、そういったところで非常に都道府県の役割が大きいといったものを書いております。

具体的に都道府県の役割ということで、2ページ目でございますが「国・地方自治体の物資支援に係る主な役割」という形でありますけれども、1つ目の○では、国は、プッシュ型の総合調整と、都道府県が開設する広域物資輸送拠点への物資の輸送ということで、都道府県は、それに対して広域物資輸送拠点の確保・開設、備蓄または自ら調達した物資、国から来た物資等を、自らもしくは被災市町村を通じて避難者に供給するという役割で、市町村は実際に物資を個別に避難者に供給をするという流れになっております。

その下の表に書いてありますが、国から都道府県で、都道府県が県内の域内を調整した上で市町村に流して、最終的には住民の方に供給するというイメージを書いております。

なぜ今回お出ししたかと申しますと、やはり大規模災害において、都道府県の広域調整ということについては非常に役割が大きいということを示すために今回つけさせていただいております。

3 ページ目以降は、熊本地震の実際のときの状況でございます。これは、詳細は割愛させていただきますが、3 ページで物資支援の状況をどのようにやっていたのか。4 ページ目は物資の流れとして、経過とともにどういう形で物資を集めて、どのように熊本に送り込んでいたのか。5 ページでございますが、これは実際にどのように調達をして、どのように避難所まで行ったのかという図。6 ページで、実際にプッシュ型支援で国から送り出した物資等について記しております。

7 ページ目でございます。まだ私ども、災害救助法の改正法案という形についてで公表しているわけではございませんが、この場でも大きく議論になっております、都道府県の広域調整ということにつきましては、現在、関係省庁と以下の点について調整中であるという形で書いております。

都道府県の広域調整機能につきましては、今までも御説明申し上げたとおり、他法の例等を参考に、災害救助法に新たな規定を設けるという形で検討しております。ちなみに、この関係省庁というのは何を指すのかと申しますと、具体的には内閣法制局であり、例えば総務省であり、そういった関係省庁ということでございます。

また、あわせて、域内の指定都市が災害救助法の新たな救助主体になった場合、災害救助基金の最低積立額の特例についても検討しているというふうに書いておりますが、これは何を指しておるかと申しますと、ある県で災害救助基金を積み上げています。その中の域内の指定都市が新しい救助主体となった場合、その指定都市の積み立てた分の金額を県の最低積立額から控除できる仕組みができないのかといったことを考えておるといふものでございます。

ですから、この点についても、まだ具体的に書いておりませんのは、調整中という段階のものでございますので、特に明記はしていないということでございますが、いまお話ししたイメージで内閣府は考えているということでございます。

2 点目で、8 ページで、これはこの議論をした際に、大規模災害において都道府県の指揮命令系統が二元化するのではないかとか、あと、自衛隊の権限が都道府県知事から指定都市のほうに行ってしまうのではないかと懸念が多く聞かれております。内閣府としては、そうではありませんという形で今までも検討会報告書とかでも御説明を何度申し上げておるところでございますけれども、もう一度、確認のために、明確に私どもとして整理をしたものを8 ページに示しております。

災害対応の一般法である災害対策基本法におきましては、災害救助法の適用にかかわらず、都道府県知事に対し、救助を含めた災害応急に関する市町村長への「指示権」というものが設けられております。具体的には、第72条と書いてありますけれども、都道府県知事は指示ができます。

そのほか、都道府県知事の権限を規定したもので、例えば被災者の運送、災害応急対策必要物資の運送に基づく指示。あと、先ほども触れましたが、自衛隊法に基づく都道府県知事の自衛隊の応援要請、災害派遣の要請といったものがございますけれども、今回の改

正では、こうした都道府県知事の「指示権」を変更するものではございません。こういう法律には一切、改正等の予定はなくて、あくまでも災害救助法の救助主体という部分が変わるというイメージで考えているというものでございます。

最後に10ページで、これは1回目の議論を少し私どもで整理させていただきました。

これは根本的な大きな問題としては、広域調整という抽象的な言い方をしておるわけですが、これはそもそも何が問題なのかと申し上げますと、災害救助法を改正し、都道府県と連携できる指定都市を新しい救助主体とした場合、資源の先取りが起るか、起らないかという点が一番の焦点であると考えております。

それを踏まえまして、第1回で出された意見。これは今、宮城県と兵庫県の場ですが、愛知県の場の意見も加味して書いております。おおむね、都道府県側の皆様からは、1県2制度とならないような救助内容の調整が必要といった御意見。あと、災害発生時に災害対策本部の場などを活用した調整の仕組みが必要といった御意見があったと思います。

指定都市側のほうからは、広域調整機能が都道府県にあるということは皆さん間違いない。それは仮に新しい救助主体に指定都市がなったとしても、毀損されるものでもありませんし、そのもとで救助を担当するものではあるということは何度も御説明されたと思います。

これは（一般市町村）とありますけれども、愛知県では今回、豊橋市と津島市。この2市の御意見も聞かせていただいております。中核市である豊橋市からは一番上の、指定都市が新しい救助主体になれば、その分、県の救助事務というものが他の市町村に振り向けられるはずなので、言ってみれば、豊橋市から言いますと、名古屋市が救助主体になるのであれば、その分、名古屋以外のところに救助が充実されるのでウエルカムであるといった御意見。

一方、津島市からは、指定都市の先取りを防止するというのはやはり重要である。そのためには、総合調整を図る県がイニシアチブを持って、地域防災計画などに資源配分の見える化を図るべきといった御意見がございました。

業界団体の皆さんで、まず都道府県と指定都市の救助内容は統一すべきといった御意見。また、提出書類とかロジについても、自治体間で統一すべきといった御意見で、究極には都道府県がまとめて調整窓口になるべきであるといった御意見が出ていたと承知しております。

その上で私どもとしては、災害救助法が改正されても、都道府県が広域調整機能を持ち、資源配分を引き続き担当するということ。

そのために、都道府県が、指定都市、関係業界団体などと連携し、資源配分を行う。

そうした都道府県の物資配分の枠組みの中で、新たに災害救助法の救助主体となった指定都市は救助事務を担当するという仕組みになる。そうした場合には、少なくとも、その枠組みの中である以上は、先取りは起らないであろう。

仮に当然ながら、実際に大規模災害が起きた場合、事前の想定と異なる場合もあると思

います。その場合は、都道府県の災害対策本部などで、実情に応じて、事前の取り決めなどを修正して対応するという枠組みでしていけば、おのずと先取りといったことは起きないのではないかと考えておるところでございます。

こうした点についても本日御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

内閣府としては以上でございます。

○宮城県（千葉次長） 宮城県でございます。

すみません。宮城県で資料も出しておりませんで、申し訳ございません。

基本的には前回お話ししたこととほぼ同じなのですが、やはり東日本大震災の経験を踏まえまして、とにかく災害救助の仕組みが上手くワークするというのが一番の基本ということで考えておまして、前回説明申し上げた資料、例えば宮城県の防災計画のコピーを配付したのですが、そこにもありますように、例えば食料の供給とか、そういった事務を委任した場合であっても、実際、宮城県としてはバックアップといえますか、全体的に調整をして行うという事務を行っておまして、事務を委任したからといって全て市町村任せというものではございません。

今、この辺の関係が成り立っておりますのが事務を委任するということに一つは理由があるのかなと思っております、もし権限が移譲した場合であっても、そういったことが果たして上手く機能できるのかどうか。そういったことが課題ということで考えております。

今回、内閣府から出していただいた資料1の10ページの下の方で「災害救助法が改正されても」といったくだりのところは確かにそのとおりに思っておりますが、兵庫県さんの資料を拝見しまして、資料3-1ですか。後ほど兵庫県さんのほうから色々説明があるかと思うのですが、やはり広域調整機能とは何ぞやというところを分解した場合は、ちょうどこの兵庫県さんの資料3-1の2.の「(2)災害時の対応」の中で下線を表の中で引いている部分が、やはりこういった機能は大規模災害時において、都道府県が権限を持って果たすといったことが必要になってくるのかなといった形で思っております、兵庫県さんの資料を拝見しますと、こういった権限を最初から、権限を移譲する場合であっても都道府県のほうに留保するよといったものになっておるのです。

あと、宮城県で1つ懸念しておりましたのが、先ほども説明の中であったのですが、災害対策基本法第72条の関係でして、今回、それに合わせまして都道府県の広域調整機能ということで、内閣府さんの資料の7ページにあるのですが、この「他法の例等を参考に」ということになりますと、事前に途中経過段階でいただいた他法の資料を拝見すると、例えば市町村相互の連絡調整とか、市町村に対する情報の提供とか、そういったところになっておまして、他法の例ということになると、この災害対策基本法第72条というものが根本的にあるといったところが本当にどこまで読み取れるのか、その辺の問題がちょっと我々としては一番懸念していたところでありまして、もうちょっと、その辺、そういった意

味では広域調整機能について書き込むといえますか、必要なのかなという感じはして
おりました。

最後になりますが、基本的なスタンスということで前回は申し上げたところですが、
全国知事会としては事務の委任でいいのではないかとということが一つの基本方針になっ
ておりました、我々としても、それをまず大前提と考えまして、ただ、そういった中
でも実際、東日本大震災の被災県といたしまして、もし法が改正される場合、どうい
った点をケアしなければいけないかといったスタンスで臨んでおりますので、今後、
実際、この法の改正以下の話については、全国知事会のほうともしっかり色々調整、
議論していただければと思っております。

以上です。

○仙台市（梅内次長） 仙台市の梅内でございます。

資料2を提出してございますが、この資料は、1つは内閣府から御提案のあった、
県の広域調整について、そして前回、事業者団体の皆様、県のほうから提示があり
ました権限移譲に関する御懸念に対しまして市としての考えをお示しするものでござ
います。

1でございます。現在、災害対策基本法に基づく都道府県の広域調整の役割ないし、
その重要性について、仙台市としても十分に認識して、円滑に実施に協力していき
たいと考えております。これは他の指定市でも同様であろうと考えております。

また、災害発生時における県・指定都市間の懸案事項につきましては、適切なすり
合わせを行うため、必要に応じて県・指定都市の事務レベルで協議する場を設ける
ことが有用であろうと考えております。

なお、合同で開催されます国・県など、関連する各種調整の場に指定都市として
も連絡員を派遣することなどによりまして、常時、国・県と情報や認識の共有を図
ることが可能となりますし、随時御相談できる。大きな支障の発生を回避し、課
題解決の迅速化が図られるといった点で効果的であると考えております。

続きまして、2の部分でございます。プレハブなど建設型仮設住宅の整備におき
ましては、住宅・附属設備等の仕様、契約書類の様式、処理スキームなどにつきま
して、特に事前に県・指定都市間で共通化が図られることが望ましいと思ってお
ります。もちろん、設備仕様などは被災者の実態に合わせた柔軟な対応が求めら
れるところでございますが、そこは県も指定都市も同じことだと思いますので、
そこは国や事業者団体の皆様との協議をさせていただきながら、仙台市として
も適切な共通化が図られるよう、最大限努力していきたいと考えております。

また、借り上げ民間賃貸住宅でございますけれども、受付・契約スキームや契約
書類の様式などについては、県・指定都市など、広域で共通化が図られることが
望ましいと考えております。この点でも事業者団体の皆様のお知恵も拝借しなが
ら、仙台市としてもできる協力をしてまいりたいと考えております。

3でございます。権限移譲があった場合ですが、建設型仮設住宅、借り上げ民間
賃貸住

宅のいずれも、指定都市が契約の主体・当事者となりますが、県の広域調整の役割を踏まえた対応をスキーム化することで、円滑な応急仮設住宅の供与ができるものと考えております。

建設型のプレハブ仮設につきましても、事前の計画策定等の際に、県と指定都市、事業者団体で調整を行っておくことが重要と思います。発災後におきましても、その計画に基づきながら発災後の被災状況も踏まえ、さらに事業者団体の皆様、県と指定都市で情報共有と必要な協議を行いまして、共通認識のもとで発注・建設を進めることによりまして適切な対応が可能になるものと考えます。

借り上げ民間賃貸住宅でございますが、県域・指定都市域外から避難者が出てまいります。東日本大震災でも仙台市に相当、域外からの避難者の方がおいでになりました。事業者団体の皆様も交えまして、これについては、やはり受付・契約スキーム等の共通化が重要でございます。発災後におきましても、関係者間で情報共有と必要な協議を行いながら対応していくことによりまして、指定都市の窓口はもとより、事業者の皆様の窓口での混乱、事務負担等も回避できるものと考えております。

東日本大震災の経験を踏まえましても、日ごろから事前、発災事後の関係づくりということが重要であると思っておりますし、これを権限移譲によって全体のスピードアップにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○兵庫県（小野山課長） 兵庫県です。

法改正に対する兵庫県のスタンスは、先ほど宮城県さんもおっしゃったとおりでありまして、それは繰り返しません。まず、資料3-2をご覧ください。最初に救助法というのは一体何なのかということですが、結局、財源の負担法ということです。1~12の種類があります。これらを具体的に実施するためにはどうすればよいのかというのが、この協議の場の中心的な議題です。

特に前回は10番目の「応急仮設住宅の供与」を中心に検討してまいりましたので、兵庫県としてはそれを深めるために資料3-1を作成しました。前回の議論も踏まえ、どうすれば県の広域調整機能と資源配分機能を確保できるのかということを整理しました。

前回、業界団体様の意見もありましたように、県への窓口一本化、あるいは救助の水準、内容、書式などは統一したほうがよいという意見が大勢を占めたというふうに私どもは認識しております。それを踏まえますと、やはり法改正をしても余りメリットなり効果が非常にわかりにくいということがあります。これは、結局、法改正をしたとしても、法の規律密度が薄いということもあって、県と市町の役割分担については、それは臨機応変に対応できるというよい面もありますが、結局は、資料に記載のとおり、地域防災計画、手引きやマニュアル、企業等との協定、訓練など、こういったもので具体的な調整あるいは事前の統制ということを図っていくしかない、ツールとしてはそういうことだなと考えております。

資料中、「(2) 災害時の対応」としては、やはり県が窓口となり、具体的な対策や対応は県と市町が緊密に連携して実施する。場合によっては職員の派遣とか滞在も含め、綿密にやっていくということになると考えます。

資料では、災害時の住まいの確保策として、公営住宅、借り上げ型仮設、建設型仮設に分けていますが、やはり総合広域調整機能は現行の事務委任でも法改正による権限移譲であっても、大きなフレームは実質的には余り変わらないではないかというのが兵庫県の意見であります。

先ほど資料3-2にありますように、10の「応急仮設住宅の供与」だけではなくて、本当はこの救助の種類、全部について検討が必要ですが、住宅業界団体の方も多いので、今回、特に住まいの確保という観点で資料をまとめております。

以上でございます。

○神戸市（清水課長） 神戸市でございます。

今日は資料4-1から資料4-3まで御用意しております。

前回も申し上げたのですが、実際、広域調整を図っていくためには、これは権限移譲された場合でも事務委任の場合でも一緒なのですが、あらかじめ各救助事務について、都道府県さんとの協調のもと、どうやって運用していくかということをも具体的にマニュアルに定めておくことで、災害時に円滑な対応が図っていけるのかなということを考えております。

今回、資料4-1と資料4-2が新しい資料で、災害救助の中でも、これは災害時の物資の供給に関するものでございます。これは熊本地震でラスト・ワン・マイルということで、避難所までなかなか物資が円滑に届かなかったといった教訓を踏まえまして、これは本年度、検討会を立ち上げまして、業界団体の皆さんですとか、あるいは兵庫県さんも入っていただいて、どうやれば災害時に物資を円滑にさばっていけるのかということで検討したものでございます。

資料4-1に検討会の状況ですとか、委員の名簿をお示ししておるところでございます。

資料4-2に、これは具体の運用のイメージということでお示ししております。

上のほうに矢印の凡例が示されていますけれども、太い矢印が物の流れで、細い矢印が情報の流れでございます。

先ほど内閣府さんからお話のありましたプッシュ型支援につきましては、一番上の国というところから左下に向けて黒い太い矢印がありますが、まずは一次物資拠点ということで、これは県の拠点でございますけれども、まずそちらに入りまして、そこで積みかえをして、さらに矢印が下のほうに行っていますが、二次物資拠点。これが市の物資拠点でございます。こちらで集めて、さらに避難所のほうに配分をしていくということになるかと思っております。

運用に当たっては、民間事業者さんの御協力を得てやっていくわけございまして、運送であったりですとか、あと、拠点の運営に関しては民間事業者さんの御協力をいただき

たいということ考えております。

これはあくまでも、今、事務委任ベースでお話を進めさせていただいているのですけれども、仮にこれが権限移譲になればどうなるかということですが、災害の規模が南海トラフ地震のように広範囲にわたる場合は、基本的にはこの流れに沿って、国、広域連合ですとか、兵庫県さんを中心に広域調整を図っていただいて、一次物資拠点から送るという形になるのかなと思います。

ただ、もし被災程度が神戸市内に限られるといった場合には、これが権限移譲されれば国のほうから直接、二次物資拠点のほうに運ぶといったパターンも出てくるのかなと思います。これにつきましては、一次物資拠点での積みかえの手間ですとか、あるいは災害時には物資の輸送手段が大変でございますので、その点でも効率化が図られるのかなと考えております。

こういったやり方ができるかどうか、あるいはこれはプッシュ型のときはこのとおりですけれども、プル型のときは直接とか、色んなパターンは考えられると思うのですが、権限移譲になった場合の物、あるいは情報のやりとりを考えておくことで広域調整を図った上で上手く神戸市あるいは県内のほかの市町にも円滑に届くような仕組みができるのではないかなということ考えております。

あと、資料4-3につきましては前回と同様でございます、これは応急仮設住宅に関する地域防災計画の現行の内容で、こちらについては前回御紹介したとおり、建設型あるいは借り上げ型についても、今、兵庫県さんとマニュアルづくりの取り組みを進めているところでございます。

このような形で、事前にマニュアル等で、具体的に発生したときの調整の手順を定めておくことで円滑な配分ができるのではないかなということ考えています。

以上です。

○プレハブ協会（平瀬部長） それでは、プレハブ協会の平瀬でございます。私のほうから説明させていただきたいと思っております。資料5-1と資料5-2を見ていただければと思います。

前回、仮に権限が指定都市さんの方に移った場合に、例えば資材配置計画とか、様々なものが多様化し、迅速化に支障を来す等々、るる述べさせてもらい、それに伴いまして、計画基準、契約方法など事務手続等々は県単位で統一してもらえないかということを経つか述べさせてもらいました。今回はそれをもとに、資料5-2で、建設に関するあっせん要請スキーム（案）を、ちょっと先走ったことですが、こういうスキームでやれば支障を来さず、一日でも早く応急仮設住宅が供与できるのではなかろうかということを書かせてもらっております。

左側で、仮に指定都市さんが権限移譲された場合、災害救助法第13条、事務委任でございますけれども、まず指定都市さんが都道府県さんの方にあっせんに要請する、どこそこは何戸建ててほしいということをお願いする。

都道府県さんはそれを受けて、プレハブ建築協会に災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定第3条によりあっせんの要請を行う。

要請を受けた協会は、それをもとに会員会社に、どこそこに幾つ建ててほしいということ伝えて依頼する。

次に、④で都道府県さんにあっせん要請の回答を行う。

続いて斡旋回答を受けた県は指定都市さんに、この旨回答をする。

指定都市さんは、これを受けて、今度はプレハブ協会の会員・建設業者とじかに建設に向けて様々なことを話し合いながら進めていく。そういう流れにすればスムーズに行けるのではなかろうかということで、一応、簡単な図でございませうけれども、スキームとして書かさせてもらいました。

もちろん、指定都市さん、あるA県で指定都市B市さんだけの被災があった場合は直接、プレハブ協会と指定都市さんであっせん要請をさせてもらいながら進めていく。そういう流れにすればと思っておるところでございます。

以上でございます。

○宮城県宅建協会（佐々木会長） 宮城県宅建協会の佐々木でございます。

本日はお手元に少し分厚いマニュアルの抜粋本がございませうけれども、この内容につきましては前回御説明しておりますので、ポイントだけにしたいと思います。

まず、発生時における行政と私たちとの関わり方については、被災者の方々が直接住まいを探しに来る場合と、それから、我々が県あるいは市と一緒にマッチングをする。この2つのパターンを経験しております。そういった中で、色々な問題点あるいは課題、そして学んだことがこのマニュアルに全て網羅されてございませう。Q&A方式と会員の生の声と教訓といったものを、項目ごとにまとめておりますので、後で御覧になっていただきたいと思っております。

経験上のお話をさせていただきますけれども、大混乱の中、やはり何といたしても住まいの確保は最優先になるわけですね。そういった中で、たまたま東日本大震災の場合は住まいの確保に間に合わず低体温あるいは寒い中での生活を余儀なくされ、尊い命が失われたことは皆様御案内のとおりであります。しかしながら、我々も要請があったとしても、貸せるものと貸せないもの、あるいは仮に貸せる状態であったとしても、そのレベルは本当に次の余震に耐えるべきものなのか。そういったものを含めて、色々な課題に直面しながら処理をしてきたということでもあります。

今回、権限移譲についてのそれぞれの御意見はごもつともだと思っておりますし、市民・県民のことを考えての御案内だと思っておりますけれども、我々、業界にとっては、やはり統一したスキーム・システムを我々と同時に共有していきたいというものをつくっていただきたいと思っておりますし、何といたしても県あるいは市と、我々との間のレスポンスのスピード感の差があってはいけないなと思っておりますし、最も大事なところは統一あるいは共通の言語（用語の定義）。これを是非おまとめしていただきたいと思っております。言語が違

いますと、全く同じものでも違う動きになってしまうということも非常に大切なポイントかなというふうに経験上、申し上げておきます。

そういったものが上手く整理されれば、また措置等をすれば、これまでと同様に全面的に御協力申し上げていきたいと同時に、やはり何といても事前の様々なそういったスキーム、システムをつくるに当たっても一声、お声がけをいただいて、その中で交わらせていただければ、よりよい密度の濃いものができるものと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○全日本不動産協会（小林本部長） 全日本不動産協会宮城県本部の小林でございます。

前回も申し上げましたように、万が一、権限移譲ということがある場合、常時、県と市と連絡をとり合って、認識をすり合わせていただいて、そして提案なのですが、年に1度、契約書等を本格的に策定していただきまして、それを我々、業界団体とすり合わせまして、その見本をお互いに持っていて、万が一というときには、それをすぐ私どもが会員さんに流せるように、全ての条件を網羅したものを備えて、お互いにそういう危機に面したときには、今までの打ち合わせのとおり、一度大きいものを経験しましたので、即、動けるような体制を関係団体とすり合わせていってほしいということを願っております。

私どもも行政の方たちも、実際、一緒に被害に当たるものですから、人数も足りませんし、即、動けるかどうかはわからないのですが、基本の状態から立ち上げるということではなく、年に1度、あるいは2年に1度、細かいところの打ち合わせをして、契約書の段階まで落とし込んで保管するという方法をとられてはいかがかなと思っております。

○ちんたい協会（今野副会長） ちんたい協会の今野でございます。

我々の協会では災害の部会というものをつくっております、全国の支部長を集めて、部会がどういう動きをしているかということ報告しております。

1つ目は、47都道府県の全てと災害協定を結ぶという動きをしております。現在ですと、残り6県ですけれども、そのうち4県が調整中、2県は検討中ということで、あと6県で全ての都道府県と災害協定を結べるという状況です。

2つ目としては、災害ベンダーといいまして、自動販売機のメーカーさんと組みまして、震災が起こったときに無料で自動販売機が使えるということを行っております。これも全国規模で設置しております、全国の主要都市、また、その県や市の方なんかにも御協力をいただいて、色々置ける場所を探して設置しているような状況でございます。

それと、震災が起こったときは、まず3日以内に現地に入ること、大体、部会長である私が行っていますが、その中で状況を把握して、どのぐらいの応援の方が必要か、どういう状況になっているかということを一、本部のほうに連絡をとっております。それに合ったタイミングで要請をして、物や人の応援ということで、これは全国から来ていただいております。物資のほうも全国の被災していない地域の皆さんから集めて、倉庫を借りたりとか、物資も置けるぐらいの広さの現地の対策本部をつくって、物資を配ったりという活動を行っております。

こういった色々な活動の部分は常に考えてやっておかなければならないので、どういうふうにやっていったら一番迅速にできるか、初動が一番大切なので、その初動の部分をどういうふうにこなせるかということを常に検討しております。

また、コールセンターです。これは災害が起こった、すぐその場で立ち上げられるような体制をとっております。その体制は、前に被災した地域の方たちがすぐ現地に駆けつけられるような形をとっております。

物資についても、何が必要か、今、何が大切なのか、これはもう要らないという部分をちゃんと明確に伝えないと、物が余ってしまったり廃棄するようなことにもなりますので、そういうところも指導しながら、取り組んでいる次第です。

以上でございます。

○兵庫県建設労働組合連合会（橋本事務局長） 兵庫県建設労働組合連合会です。よろしくお願いたします。

資料7-1を使って説明させていただきます。

基本的には前回出させていただいた資料と余り変わらないので、省略させていただきたいのですが、「2. 労働者供給体制」で、昨年3月にうちと兵庫県さんのほうで災害協定を結ばせていただきまして、災害が起こった際に協力していただける組合員の登録を進めているのですが、前回、2月時点で74名であったのですが、少しずつですが、着実に増えていまして、これが現在で81名登録しております。

前回も言ったのですが、登録しなければ災害が起こったときに建築に携わることができないのではなくて、あくまでも連絡をとりやすいというふうにするために登録していただいているものです。

「2018年3月現在」というところで下のほうなのですが、兵庫県内には70歳未満の大工職が6,177名おりまして、前回の報告は1月時点で6,253名だったのですが、皆さん、やはり年をとるので、76名の減少ということになっております。神戸市内では1,361名の大工がおりまして、前回よりも22名減少しております。

ちょっと趣旨から外れるのですが、建設技能労働者の減少というところと、あと、高齢化です。こういったところでどんどん大工が減少しているということで、いざ災害が起こったときに建設する事業者以外に労働者がいなければどうしようもないかと思いますので、普段からの大工の育成が必要ということがまた見えておりますので、よろしくお願いたします。

1ページから2ページにかけて、前回報告したものとまた数字を改めまして、70歳以下の大工の人数、市町村ごとに示しておりますので、御参考程度に御覧ください。

3ページ目には地図に示しております、どの地域にどれだけの大工がいるということがわかりやすいようにまとめておりますので、よろしくお願いたします。

2ページに戻りまして、3. です。これは前回になかったことで、今回、どんな感じかなと思って考えさせていただいた、この考えを述べさせていただいております。「3. 広

域調整を担保するために」ということです。

前項で述べましたように、発災時には兵庫県内で620名、あと、神戸市内では140名程度の大工がぱっと確保できるのではないかなという見込みになっております。発災直後には上記の人数の内で日帰りできる範囲、おおむね片道1時間程度での動員となるのですけれども、労働者の宿泊施設等が確保できましたら兵庫県以外の全国から、うちは全国組織ですので、全建総連加盟組合にも応援を要請できますので、上記の人数以上に労働者供給ができます。

全建総連には約12万人の大工職が在籍しているので、労働者供給には不安はありません。県と政令指定都市との間で資源の取り合いという話があったのですが、労働力に関しては取り合いにはならないほど、たくさんの大工が確保できる見込みになっておりますので、取り合いということにはならないのではないかなと考えておりますが、建設資材、材料に関しましては限りがありますので、取り合いになる可能性はまだ残っているのかなとは思っております。

労働者供給に当たりまして、窓口はやはり1つのほうが混乱をしにくいのではないかなと思ひまして、事業者団体としましても、そちらのほうが対応はしやすいかと考えております。

いざ、応急仮設木造住宅の建設地に労働者が行こうと思ひましても、交通規制等で現地に、建設地に到着できない可能性があります。県からの発注でも政令市からの発注でも、同じように緊急交通路の通行許可を出していただける体制づくりができれば円滑な救助ができるのかなとは思っております。

あと、これが最終的な答えなのではけれども、権限移譲してもしなくても、県と政令市が普段から綿密に連携がとれていれば何も問題はないのではないかなとは考えております。

最後なのですが、ちょっと難しいかとは思っておりますけれども、うちからの労働者供給をするという立場からの要望としまして、全国から呼ぶということになりますと、やはり宿泊地のあっせん、確保というところにも力を貸していただければ円滑な救助ができるかと思っております。

もう一つが、先ほども申し上げましたように、緊急交通路の使用許可というものが円滑に出るような体制づくりをよろしくお願いいたします。

以上です。

○内閣府（川上参事官） ありがとうございます。

これからは出席者の皆様で、フリーディスカッションをお願いしたいと思っております。御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○全建総連（徳森部長） 全建総連でございます。

今日お出しいただきました兵庫県の資料3-1の「(2)災害時の対応」の、特に「建設型仮設住宅」の表記をいただいております。県と市町村の役割分担ということで、非常に明確でわかりやすく、いいなと思っております。1つだけ、県の広域調整権を是非

活用いただきたいのがこの建設用地の問題でございまして、政令指定都市と県が、権限が分かれた際に、仮設を立てる建設敷地の過不足の問題が起こったときに、例えば市で賄えない場合には市外の土地をきちんと県が提供できるような調整権を是非持っていただければと思っております。

以上でございます。

○兵庫県（小野山課長） 兵庫県です。

前回、私は阪神・淡路大震災のときの実際の建設仮設住宅の供給スキームを御紹介させていただきました。阪神・淡路大震災のときも、県内だけではなくて、大阪府にまで手を広げて用地を確保し、建設した実態があります。兵庫県は阪神・淡路大震災の経験も踏まえ、県として広域調整機能を果たして参ります。今後の大規模・広域災害時にもそういうふうにしたいと思えます。

○ちんたい協会（南次長） ちんたい協会です。

仙台市さんの資料を拝見しまして、前回の団体側の意見を色々と考慮していただいております。

これが「災害救助法事務権限の移譲に係る懸念について」というふうにまとめられているのですけれども、実際に権限移譲がもしなされなかったとしても、こうした県と市と団体側との事前の調整というものが一番重要なことだと思いますので、これに関しては常日ごろから連携をとって行わせていただきたいというのが率直な意見でございます。

あと、本日、仙台市さんは色々な部局の方々にお越しいただいているのですけれども、県の方々と色々とやりとりをさせていただくときに、福祉部局がとか住宅部局がという言葉が出ることもございますので、是非、県の中で、市の中で、福祉部局、住宅部局の皆さんが色々と議論ができるような場があるのが望ましいのかなということを思いました。

○仙台市（梅内次長） 御指摘いただきまして、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、常日ごろからやられていなければいけないことでありますし、そのことについては私どもも留意していきたいと思っております。

仙台・宮城の場合では、昭和53年に宮城県沖地震がございまして、その後、各種団体の皆さんと連携協定をしていたのですが、30年近くたつ中で、先ほど不動産協会さんからも御発言があったのですが、毎年のように意思疎通ができていた団体の方とはやはり東日本大震災においても非常に上手く顔の見える関係といいますか、そういうものが大事なのかなと思っておりますので、そういうものを実感しております。

今ほどもございましたように、権限移譲にかかわらずこういうことをやっていかなければいけませんし、権限移譲があつて、こういうことをさらにスピードアップして実現できるように、私どもとしても宮城県さん初め連携を強めていきたいと思っております。

以上でございます。

○宮城県（千葉次長） 今、本県の縦割りみたいなのところがあるというお話をいただいたのですが、そういったことがありまして、本当に大変申し訳ないと思っております。

実際、役割分担として、災害救助法の事務のほうは宮城県の場合ですと保健福祉部で行っておりまして、実際に仮設住宅を建てる段階で、やはり専門知識が必要ということで、土木部の住宅課、あと、その後継組織のほうで行っておりまして、その過程で色々あったのかなという感じがしております。

現段階では、建設はすっかり終わって、どちらかという、全部プレハブ仮設を今、日々、撤去している段階になっておりまして、もし、また何かありましたら、そういった関連については保健福祉部の震災援護室というところが担当になっておりますので、そちらにお話をいただければと思っております。

○仙台市（西崎室長） 仙台市の被災者生活支援室の西崎と申します。

先ほど来の、私どもは今、仮設住宅、特に今、残っている世帯というものは全てみなし仮設に入っていらっしゃるということで、発災以来、ずっと3団体さんのほうとは入り口から出口というところまで災害救助のところから、あとは再建というところまで色々協力しながら、協定なども結ばせてもらいながら進めてきております。

振り返ってみますと、もともと仙台市はピーク時、1万2,000世帯、今から6年前なのですけれども、その世帯のうち、約9,800世帯。これらの方々が民間賃貸住宅、8割くらいが民間賃貸住宅に入っておられました。

特にそれでもう一つ特徴的なのは、市外から避難されてきた方が全体の3分の1という、仙台市内で被災された方が8,000世帯、市外からというのは4,000世帯。そういった状況の中で色々、これからプレハブ仮設住宅はプレハブ仮設住宅の役割というものはあると思うのですけれども、やはり民間賃貸住宅ストックの活用がこれから主流になるのかなと。

そうしたところで、先ほど来、色々御発言のありました、常日ごろからの業界の皆様と県と政令市。こういったところの協力体制とか、あとは共通スキーム。そういったところはこれからもっと詰めていかななくてはならないかなと思っておりますので、災害救助の部分もちろんそうなのですけれども、生活再建というところも一緒に、また考えられるような体制づくり。そうしたものを目指していけたらと考えております。

以上でございます。

○ちんたい協会（今野副会長） 今、仙台市さんの意見の部分も非常に全くそのとおりでなと思うのです。

もう一つなのですが、やはり大規模な災害が起こった場合に、初動の部分で一番大切なのは、我々の家主の会で行ってきたのは、全国どこでもいいので、空いているところを貸してくれるように登録をしてくださいという声かけをしておりました。それで北海道から沖縄まで、そこでもいいのであればということで、ある仲間の大家さんでは、旅費を出してもいいから、こっちに来なさいということで、そういった形の協力もしていただきました。

今回の会議は本当に大規模なという形なので、そういうところも踏まえて、何か対応を

皆さんでしていかなければいけないのではないかなと思いますし、やはりここにいらっしゃる皆様は経験した方たちが多く、そういう方たちが一丸となって、その地域に入り込んだり、指導したりとかをしてやっていかないと、初動はクリアできないのではないかなと思います。是非そういうところもお願いしたいかなと思います。

以上でございます。

○兵庫県宅建協会（高野理事） 兵庫県宅建協会の高野でございます。

私、神戸市内のほうで不動産業を営んでおります。ですから、平成7年の阪神・淡路大震災の被災者の一人でありますけれども、震災当日から何人かの方が店頭に来られて、とりあえず、今、住める家を探してくれというようなことがございました。ただ、他の不動産屋、また、家主さんにも連絡がとれない状況で、事情を説明して帰ってもらう日が何日も続いたのが現状で、本当にやり切れない気持ちでいっぱいだったことを覚えております。

今回、議題に上がっております権限移譲の件につきまして、兵庫宅建のほうでまだ議論は尽くせておりませんが、何よりも被災者のためにいかに迅速に安全な生活、また、住まいを公平に提供できるかということを最優先に考えますと、大規模災害時におきましての広域調整機能については都道府県が持つべきであると思っております。

物資のルートの確保であるとか、建設型仮設住宅の計画基準であるとか、また、資材等については不公平感がないように、都道府県内で統一するということが望ましいかと思っておりますが、ただ1つだけ気になりますのが、みなし仮設、借り上げ仮設でございます。これにつきましては、神戸市のほうが窓口になりつつも進めたほうがより細やかな支援ができるかなとは考えております。

といいますのは、現在、兵庫県のほうでマニュアルづくりをしておられますけれども、すごくいいことだと思います。ただ、借り上げに係る要件、そして契約内容等を確定して、支援いただける家主さん、不動産業者の確保、そして何よりも、仮設に該当する物件が幾らあるのかという大まかな数の把握というものが一番大事になるかと思っております。

特に借り上げ仮設に係る要件のうち、一番おっくうなのが居住面積と賃料の問題。これが一番大きいかと思うのですけれども、借り上げ仮設に該当する物件の確保並びに数の把握についても当然、家主さん、不動産業者と平時の間に定期的な情報交換。これが必ず必要になってくるかなと思っております。

さっき言いました賃料の問題でございますけれども、これは神戸市内におきましても、地域によって結構、賃料の格差がございます。それが兵庫県内となると、もっと大きな格差が出てくるのかなということが一番懸念しております。借り上げ仮設に該当する賃料は当然、高目に設定すれば災害時に賃料を便乗値上げするという問題もあるかと思いますが、低目に設定してしまいますと、特にファミリータイプであれば、なかなか神戸市内において該当する物件が減ってしまうのではないかということが一番心配に思っております。

ですから、平時においての家主さんや不動産業者との情報収集や借り上げ仮設に該当する物件の確保・把握についてですけれども、これは現在、神戸市内の不動産業者の賃貸物

件の登録割合を見ていきますと、県内の不動産業者の数が大手さんにおきまして、宅建協会と全日さんのものを合わせまして5,700者ございます。そのうち、神戸市内には現在1,900者ございます。登録の賃貸物件の割合を見ていきますと、県内の登録のうち3分の1以上が神戸市内の登録物件となっているのが兵庫県の現状でございます。

このように、神戸市内に兵庫県の3分の1の業者と数多くの物件が集中しているということをお察ししますと、市内においての借り上げ仮設に該当する物件の要件であるとか、そういった数の把握、業者との提携、また、市民への災害時の住宅供給マニュアルの周知であるとか広報活動につきましては、神戸市が独自で行うほうがより密着した対応ができるかなとは考えております。

現在、兵庫県のほうでは特に問題になっております空き家対策につきましても、今、神戸市は神戸市内の物件、神戸市以外の物件については兵庫県が相談して活用するというところで、それなりの成果が現状上がっておりますので、そのあたりを踏まえまして、当然、災害時になりますと、家主さんも手配する業者さんもみんな被災者になるわけですから、相当な混乱が予想されますので、そのあたりをいち早く確認して行動を起こすためにも、借り上げ仮設については、神戸市内の物件については神戸市のほうが実務を進めたほうが被災者にとって、また、仮設住宅の確保要配慮者にとっても効率的ではないかなと思っております。

私からは以上です。

○兵庫県（西森班長） 兵庫県住宅政策課の西森と申します。本日も課長は公務の都合により、私が代理で出席しております。申し訳ございません。

今、兵庫県宅建協会の高野理事からもお話がありました。まさしく私ども事務局になりまして、宅建協会さん、全日さん、ちんたい協会さんから我々の災害部局や神戸市が一堂に会して協議し、マニュアルを作成させていただいております。先週までで委員会を4回開いて、とりあえず一旦、今年度内のものを固めて、また来年度、実際にそのマニュアルが具体的に動くのか。そういう検証をしようということで前回、一度締めさせていただいたところでございます。それこそ、今、高野理事からお話のあったような話も先週出ておりました、そういったことも含めて、どのように具体的に動けるのかということが来年度の課題なのだろうと考えています。

ただ、県の住宅部局としては確かに神戸市内の物件は多分に多かろうということと、神戸市内においても家賃の相場というものは中央区三宮のような都心部と北区や西区といった周辺地域とはやはり家賃の相場は違う。それを兵庫県で押しなべてすれば何をか言わんやという御指摘かと思います。

一方で、全県的に借り上げ仮設をどのようにすべきか。例えば南海トラフ地震が発生したならば、主に被害を受けるのは淡路島の南の方の可能性が高い。そういったところにおいて、本当に借り上げ仮設というものをどのように確保するのでしょうか。明石海峡大橋がつながっている神戸市の垂水区とかだったらたくさん物件があるから、そこに淡路の人

は全員入ってくださいなどと言えるのかとか、そういったことも今後議論していかないといけないのかなと考えています。

もう一つ言いますと、そのようなときに、神戸市内の物件は全部神戸でやりましょう。それ以外のところは兵庫県ですねと言ってしまうと、それこそ神戸市内の方しか入れなくなる。それは県と神戸市で調整すればいいではないかという話かもしれませんが、そういうところでワンクッション置くところがどうなのか。あと、空き家問題であったら、神戸市内の物件は神戸市で、それ以外は兵庫県でというので上手く機能しているというお話もありましたが、災害時に一刻を争うような話の中でどのように整理していくのだろうかというところも問題になると思うので、そこは同列に論じられないのではないのかなと考えています。そういったことも含めて、来年度、関係団体さんと関係行政全部が集まって、実際に上手く機能するか、そういったことを議論していきたいと考えてございます。

ちょっと取りとめのない話になりました。以上でございます。

○神戸市（谷中課長） 神戸市でございます。

兵庫県さんと宅建協会さんから言われたとおりで、まさしく今、マニュアルづくりの中でこういう協議をさせていただいているということで、この権限移譲という検討課題がマニュアルづくりをさらに促進させていくと思ってございます。

特に我々としては、建設型よりも、この借り上げ仮設というものは地域の特性を發揮しやすいかなと思ってございまして、広域調整は当然必要なのですけれども、地域に応じた柔軟な対応をすることによって、よりスピード感が増すということは、この借り上げ仮設の場合は特にできる可能性を持っているのではないかと考えてございます。

南海トラフ地震でいきますと、兵庫県内で3万6,100戸という仮設が必要ですが、神戸市では約4,800戸を供給するというのであれば、先ほど県さんが言われた色んな懸念はあるのですが、市が迅速にやることによって、さらに淡路であるとか、ほかの都市の被災者の方を救助するというところも考えられますので、この辺は十分協議をしながら進めていきたいと考えてございます。

○全建総連（徳森部長） 事務的な確認として前回の引き続きなのですが、権限移譲を想定して、今、災害時協定を各都道府県と結んでおりますが、政令市との関係で、建設型仮設の場合に政令市と改めて結ぶ必要があるのかということなのですが、県が包括しているというイメージでよろしいのか、それとも、政令指定都市が求めれば結ぶ必要があるのか。その辺のお考えをいただきたいと思っております。

○兵庫県（小野山課長） 兵庫県です。

現行の協定の中身を見ますと、発注や契約の主体、経費の負担の関係を定めています。従って、これらのその部分が権限移譲によって影響するため、恐らくそれは変えなければいけないと思います。県の既存協定の変更と、政令市さんが新たに結ぶなど、締結方式や内容の調整は必要になってくると思います。現行協定の条項をきちんと読めば変更などが必要になるはずで、結論はそういうことでございます。

○ちんたい協会（今野副会長） 民間賃貸住宅のほうも、政令市と結んでいったほうがいいのではないかなと思います。なぜかという、政令市のほうにどうしても大きい都市のところに人が集まるのはいたし方ないことかもしれないのですけれども、そこで対応ができないと、政令市は何をしているのだということになりますので、やはり政令市のほうも協定を結んで、権限移譲は別の問題として、受け入れられる体制をとっておくべきではないかと私は感じております。

○ちんたい協会（坂部支部長） ちんたい協会の兵庫県支部の坂部でございます。

今までの2～3のお話から方向性が少し変わるかもしれませんが、私は阪神・淡路大震災を経験して、当日の朝から、いわゆる賃貸借家をいかに確保して、被災された方の住まいを確保するのに協力するかというところで動かしていただいた中で、今、かなり民間賃貸住宅を応急仮設で使うというニーズが高まり、また実績も上がってきている事実はあるのですけれども、やはり一番問題がございますのは、生活インフラが確保できるかどうかということが私たち不動産業界ではわからないのです。

先ほど宮城県宅建の会長の佐々木さんがおっしゃられましたように、私たちが物件を紹介するにしても、いわゆる余震に耐えられるのかどうかということもさることながら、実際に生活できるのかどうか。電気、ガス、水道が使えるのかどうか。これの確認が私どもではできないのです。たまたまその近くに、当時の経験から申しますと、社員が住んでいて、電気がついたとか、あるいは水が出たとか、そういう人伝えの情報でいけるのではないかという形で家主さんを説得して貸し付けていくのが当時の実態であったわけなのです。

特に神戸の場合は都市型災害ですから、健全な建物の隣が崩れて寄りかかっているという状態のところがたくさんあります。なおかつ4メートルぐらいの幅員のところに木造住宅が崩れて飛び出してきているということで、2軒先の向こうのマンションはどうも貸せそうなのだけれども、そこまで行き着かない。こういう実態が当時あったので、正直なところ、今回、兵庫県さんの資料を拝見させていただいて、もちろん、住宅を確保する。要するに、こう確保するというところでの協力は可能なのですが、実際にそれを賃貸契約するところまでのスキームの詰めがまだまだ必要です。

いわゆるそこを詰めていくときには、さらに先ほどお話にも出ていた福祉関係。前回も私はお話ししたと思うのですが、被災前日までに生活保護世帯で住居費が役所から出ていた人がどう民間賃貸住宅で契約するのだとか、あるいは今、お話ししているように、一般の所得のある方でしたら、とにかくお金は持ってくるから部屋を確保するという形で、あいているところを紹介してくださいというふうにおっしゃる方と、色んなお客さんがあるのです。そこへ持ってきて、電気、ガス、水道、とにかくまずはお風呂に入りたいといわれても、水が出るか、お湯が出るかがわからない。そういう現実がありました。

ですから、やはりそういうインフラを復旧状況が刻々と変わると思いますので、そういう情報も集める機能を1カ所設けていただければ、私たちもさらに、では、この建物だったらオーナーを説得して、借り上げ仮設住宅として一時的な期間限定であっても供給が可

能であるという判断もできるのですが、とりあえずそういう貸付物件の判断というものが今後どうしていくかというのは細かい点で必要になってくると思います。

以上です。

○宮城県宅建協会（佐々木会長） 再度、宮城の佐々木でございます。

ポイントですが、権限移譲についてはもちろん、色んな部分でのすみ分けは経験上必要だと思っています。それから、何といたっても大規模な震災が発生しますと、その震源に極めて近いところのエリアの方とエリア外からの流入といいますか、いわば避難民が出てきます。この方々が全員、罹災証明を持ってくるとは限らないわけです。我々の経験上、罹災証明にかなり時間がかかったことは事実です。でも、仙台市さんはそういう面では早かったです。そういったところで、まず基本的なことは、被災者の間にサービスの差があってはいけないというのが第1点です。

それらをカバーするために、いずれ自らのお住まいを建てるとか土地を探すのは二の次だと思いますので、まずは民間賃貸住宅が最優先で、一番早いだらうと思っています。そのときに、罹災証明を持ってこなければいけないということは私どももしませんでしたけれども、いわば先に被災者が自ら探しに来る方が実は圧倒的に多かったわけです。これは当然、行政と我々の協会との連携が上手く機能しなかったということも事実で、始まったのは1カ月後ぐらいだったと思うのです。そのタイムラグの間に皆さん困っているわけです。そこで私たちは、まずもってお住まいを提供しましょうと。後から罹災証明をいただいて、後に県のほうとみなし仮設ということで認定をしていただいた。こういう経緯があります。こういったところのタイムラグを少しでも少なくするために、知恵をお互いに出すべきではないかなと思っています。

当然のことながら、今、色んな家賃の問題も出ています。仙台市と仙台市以外、あるいは兵庫県でも当然、神戸市と神戸市以外では違うと思いますので、やはり基本的にお一人の方ですと最低限度の保証借上げは幾らまでならいいですとか、そういった人数割り等々についても、賃料というものは相場がありますので、時々そういったものは、見直しを含めて、我々と一緒につくり上げておくべきではないかなと思っています。

そういったものを含めて、基本的には、権限移譲は決して反対ではありませんので、ただ、今のように上手くすみ分けをしていただかないと、我々は非常に困るなという、協力をしたくてもできないというのがありますので、メニューが余りあり過ぎるのも困ると思いますし、その辺は上手く整理していければ素晴らしいものができるのかなと思っています。

以上です。

○宮城県（千葉次長） 今、お話がありました件ですが、以前ですと基本的に民間賃貸住宅の関係は3者契約ということになりますので、どうしてもそういった形でしかだめだったのですが、今回、東日本大震災の場合は色々国のほうにも要望等を行いまして、平成23年4月30日付で従来、直接、被災者の方と家主さんで結んだ契約でも3者契約にさかのぼ

って変更できるという特段の取り扱いをしていただいた経緯があります。

本当に今回の震災の場合ですと、市町によりましては、それこそ役場自体が全部流されて、職員さんが何割もいなくなったとか、非常に本当に想定し得ないような事態がありましたので、そういった経験を生かして、今後よりよい災害救助と申しますか、様々なことをやっていけるように、また色々協力のほうをしていければと思いますので、よろしくお願ひします。

○全日本不動産協会（小林本部長） 全日本不動産協会宮城県本部の小林でございます。

私どもは不動産協会なので、その立場で今まで意見を申し上げてきましたけれども、今回の救助事務ということで、広域の災害救助事務の変更についてですが、例えば一市民として、あるいは町民として考えた場合に、住んでいる町の人はその町の町長がどういう対応をしてくれるか。それから、市の市長がどうしてくれるかということをもまず一番に、また市長、町長、村長さんなんかも、自分の管轄する町民、村民たちの命、救助を最初に考えるのだと思うのです。ですから、政令指定都市というものはそれなりの広さ、人口、規模が認められて政令指定都市になっておりますので、少なくとも自分たちが管轄する、住まっているところの市民を第1番に考えるのは当然ではないかなと思っております。

権限移譲をするにしても、しないにしても、常日ごろ、先ほども申し上げましたように、指揮権のある県とすり合わせながら、自分たちの管轄する市民、町民の命を最優先して動くという体制を常に心に刻んでおけば、余り齟齬がないような活動が今後できるような気がします。

○神戸市（清水課長） 神戸市でございます。

今、政令市のお話がありましたけれども、何名かの方からインフラの復旧状況ですとか、あと、罹災証明ということのお話がありました。災害対策基本法、この大もとの法律でいきますと、そういった災害後の応急対応、復旧をしたりですとか、住民さんの生活再建に向けた取り組みをしていくというのは、基本的には市町村の役割でございますので、災害発生直後に水道管を復旧したりですとか、応急危険度判定でこの建物は安全ですとか、そういう判断をしたりとか、罹災証明を発行したり、こういうものは市町村がやっていくわけでございます。

一方で、救助法でいきますと、救助というものは、今は都道府県ということにはなっていますけれども、政令指定都市の場合は、おっしゃったように、それなりの規模の人口ですとか、あと、行政側もマンパワーあるいはノウハウというものを持っていますので、そういった災害直後の応急対応と、あと、救助の主体が一緒になることで、よりきめ細かな市民のための御支援ができていくのかなということで考えております。

以上です。

○ちんたい協会（南次長） すみません。資料1の10ページにまとめられている第1回の意見のところ、愛知のほうの会議の一般市町村の意見で「指定都市を新しい救助主体にすれば、他の市町村に対する県の救助内容が充実する」というのは、何かすごく一般市町

村の方からすると率直な御意見なのかなと感じているのですけれども、県側からすると、一概には言えないと思うのですが、権限移譲した場合にはこういう側面もあるということが言えるのか。もしくは、それは事務委任でもそこに関しては同じですということなのか、ちょっと御意見を伺いたいです。

○宮城県（千葉次長） 宮城県です。

前回、資料でお配りした中で、宮城県の復興の支援活動の記録というものをお配りしたのですが、その中で1つ、民間賃貸住宅関係で書いてあることで、その中に、先ほども申し上げたように、民間賃貸住宅の取り扱い、遡及したりして、かなりの事務量になりましたので、これが実は組織として非常に負荷になりまして、かなり苦労したといった面もありましたので、事務処理について、何らかの形で、お願いできれば、組織運営上はかなり負荷は軽減されるのかなというところがあります。

宮城県の場合、この部分は最終的に、最初は職員とか、あるいは山形県とかから派遣した職員の方々で対応していたのですが、どうしても対応し切れないということで、仙台市内のビル、1フロア借り切りまして、そこで委託業務ということで集中的に事務処理等を行ったといった経緯もありましたので、やはり実際、大規模な災害がありますと、通常では想定し得ないような莫大な事務が発生いたしますので、そういった意味ではシェアするといいますか、そういったことで軽減される部分は確かにあるかと思います。

○兵庫県（小野山課長） 兵庫県です。

これはどちらにも言えるのかなと思うのですが、先ほど例えば罹災証明書で、罹災証明を発行するには家屋被害認定調査というものをやるのですけれども、これは大規模災害になると政令市だけでもなかなかできない。だから、周りの市町村とかも県外からもかき集めてきてやらなければいけないとか、色々ありまして、だから、局所災害とかだったら全然いいのですけれども、結局、そこら辺がどうなのか。感覚論でしかないので、上手くは言えないのですが、御指摘のと通りの側面はあるかもしれませんが、そうでない側面もありますし、色々難しいのかなと思ったりもします。

やはり先ほどの御指摘にもありましたように、我々、民間賃貸住宅のほうのマニュアルづくりも今、やっています、一番御懸念があったのは先ほどの運用の面で、罹災証明の発行が遅過ぎる。要するにそれで契約が、2者契約、3者契約の話もありますけれども、さかのぼったりして、被災者の人が非常に混乱したというのがあります、これは物理的な話もあって、どういうふうによく迅速に運用できるのかなということもありますし、そこら辺は、先ほど色々話がありました。生活保護の話もありました。同じように話が出ていますけれども、実際、来年度はもう少しそこら辺を詰めていく必要があるのかなと。図上演習ではないのですが、そういうこともやらないと、なかなか未知の部分がありますので、ちょっと難しい問題かなと。

ただ、大規模災害に備えるという意味では、阪神・淡路は民間賃貸住宅は余り大きなものは経験しませんから、そこら辺も宮城県さんの例も参考にしながらやっていきたいなど

思っております。

以上です。

○内閣府（米澤審議官） プレハブ協会様から出していただいた資料5-2を見ていただきながら聞いていただければと思うのですが、これは委任で行った場合にあっせんが上手くいくようなスキームということで資料をお出しいただき、ありがとうございます。

この中で、今、御質問の趣旨としては、委任でもできるのではないかと、移譲でなければだめなのかみたいなお話もあったと思いますけれども、端的に言って大きな違いは、ここでいいますと点線の⑦のところでございます。ここでは「指定都市と建設業者の契約・支払い等」と書いてありますが、移民ですと、やはりお金を払うのは県さんなので、最終的には県が契約して、県がお金を払うということになります。これが移譲になりますと、この点線のように指定都市さんが、自分がお金を払って契約ができる。これが一番大きな違いでございます。

さっき徳森様からも御質問いただいたように、今、県と協定を結んでいるものが、県がお金を払う前提で色々団体様と協定を結んでいらっしゃると思うのですが、もし移譲されるとなると、その支払者がかわりますので、そういった意味では協定もそれに沿って見直さなければならない。

指定都市側からしますと、自分がお金を払って契約するので、その分、例えば区役所の職員とか、そういった人たちが現場でどんどん契約の判子が押せるという意味で迅速化できるのではないかと。指定都市以外の市町村からしますと、そっちが余り進んでしまうと、ほかの市町村がすごく遅れてしまうのではないかと。そういう御懸念があるというのが前提でございます。一方で、今、御指摘いただいたような話は、県さんが契約事務から指定都市分は解放されるので、その分、ほかの市町村の分にマンパワーを振り向けられるのではないかと。そういった話になってまいります。

○内閣府（安藤企画官） すみません。1点だけ補足させていただきます。

先ほどのちんたい協会の南さんから一般市町村の御意見のところを引用されたときの話なのですが、これはどういう文脈で出てきたかと申しますと、指定市が救助主体になると、自分の財源で救助するというレトリックの中で、そうすると当然ながら、県の資金も当然限られているので、例えばこれは愛知県の1回目の協議の場に出た意見なのですが、結局、名古屋市が自らの財源でやれば、名古屋市に救助を充てる分は確実に愛知県から見ると浮くので、それがほかの市町村に向けられる。それゆえに支援の内容が充実するという文脈であったと理解しております。

とりあえず、補足だけさせていただきます。

○神戸市（清水課長） 神戸市でございます。

先ほどお話のありましたプレハブ建築協会さんの資料5-2で、先ほどお話がありましたとおり、⑦の部分で、権限移譲されますと、指定都市と直接契約・支払いという形になるということでございます。

これは考えていただいたスキームということで、すごくわかりやすいかなと思うのですが、この裏には本当に色んな細々としたたくさんやりとりというものが隠れていると思っております。

特に、前回は御紹介させていただいたのですが、阪神・淡路大震災のときには建設仮設の用地の確保が大変で、そのときには用地の確保というものは市の役割でございました。それで、神戸市内中、歩き回って、いい土地がないかなとかということで探し回って、ただ、探した土地がプレハブ仮設の建築に適しているかどうかというのはまた別の話でございまして、地下埋設物、インフラ、ライフラインが引けるのかとか、地形上はどうかとか、かなり細かいやりとりが必要になってきます。

そういう意味でいきますと、この契約主体が実際、そういった細かい段取りをする市に一体化することによって、より細々としたやりとりができるという面でのメリットがあるのではないかなとは思っています。

以上です。

○仙台市（門脇課長） 仙台市住宅政策課です。

同じく、今の神戸市さんの補足ですけれども、この資料5-2で、これは非常にわかりやすいベースだと思っています。

ただ、我々、まだわからない部分もあるのですが、今、お話にあったように、この裏側にある非常に細かい流れ、色々あると思うのです。それで、権限移譲後の具体の事務の流れにつきましては、どういった役割分担が最も早い復興・復旧につながるかという観点から、もう一度、改めて検討させていただければという気持ちでおります。

以上でございます。

○プレハブ協会（平瀬部長） もちろん、この絵はあくまでも表面でありまして、今、言われましたように、本当に細々としたことがいっぱいありますので、それは政令指定都市さんなり、県と都度、やりとりしながら、キャッチボールしながら進めてきているのが現状でございます。

○プレハブ協会（平瀬部長） ちょっとよろしいですか。

私の考えがおかしいのかどうか、わかりませんが、今回、この協議の場では県と県内にある政令指定都市さんとの間のやりとりということだと思っておりますが、実は南海トラフによる災害が発生した場合、本当に広域の、自分の県だけではなく、隣県も含めたときに、プレハブ協会としましては、建設する戸数が鍵でございますので、言葉が悪いのですが、各県に配分するといいますか、どういうやり方で建設すれば良いか分からないのが現状です。そこで国のほうで何かうまいスキームをつくっていただければありがたいと思うところでございます。

○内閣府（海堀政策統括官） 今の話は非常に重要な話でして、いわゆる国全体で非常災害対策本部をつくる、あるいは緊急災害対策本部ということで、さらに総理大臣を指揮権に持って、各省に指示が出せるような本部をつくるという事態になれば、当然のことなが

ら、先ほどもプッシュ型支援と同じように、今、被災されている方々に限られる支援をどういうふうに提供していくか、あるいは避難可能な方は県外、エリア外にどうやって避難させるか。

東日本大震災のときもホテルの活用であるとか温泉の活用という形で1泊幾らで泊まっていたみたいなのがありますが、そういったことを全体でオペレーションしないととても回らないということになるかと思しますので、それは国、県、市町村、それぞれ従来の仕組みに従ってきちんとやるということになるかと思します。

○内閣府（川上参事官） 本日は本当に皆様から色んな議論をいただきまして、恐らく大体、今までの議論からしますと、地域防災計画等でしっかり事前に明記しておいて、連絡調整体制をあらかじめ構築しておくという方法によって、都道府県の広域調整権はかなり担保できるのではないかと、可能だろうということかなと。

また、これによりまして、事務委任の積極的な活用がもちろん可能になりますし、あるいは指定都市が新たな救助主体となっても、当然、これは対応できるのではないのかということにつきましては、おおむね共通の認識が得られたのではないかと考えております。

では、最後に米澤審議官より御挨拶を申し上げます。

○内閣府（米澤審議官） 御挨拶と申しますか、お礼の言葉でございます。

今回、この協議の場にお集まりいただきました皆様、やはり実際の大規模災害を経験された皆様でございますので、私どもとしても大変、日ごろの行政ではなかなかわからなかったことも教えていただいたという思いでございます。

共通の認識としましては、いかに迅速かつ円滑に、今回のテーマであれば、仮設住宅を被災者の皆様方に提供できるようにするのかということ、それが共通のテーマであると思します。

今日お話をいただきましたように、単に建設型仮設、借り上げ仮設を建てる、供給すればいいというわけではなくて、その周囲にある、それを運ぶための、例えば道路の啓開の問題ですとか、それを取り巻く生活インフラがちゃんとあるかどうかですとか、総合的な対応が必要であるということでございますので、今日御説明させていただきましたように、国の観点で言えば、それは国が全体を目配りしてやっていく。都道府県のレベルでいえば、都道府県が司令塔となって目配りをして進めていくというのが今回の協議の結果、得られた話ではないかと考えております。

その上で、災害救助法の事務につきましては、異常があってもなくても、委任があってもなくても、そこは都道府県、政令市を含む市町村が相当緊密に連携をして、しかも平時からきちんと準備をして、計画をつくったり、訓練をしたり、また、今日お集まりの業界の皆様方と不断に意見交換をして、顔の見える関係をきちんとつくって、それで初めて大規模災害が発生したときに被災者の皆様に住宅を円滑に供給できるといった体制が整うのだということだと思します。

今回、協議の場を設けさせていただいて、もともと私どもとしては権限移譲の話が出発

点ではございましたけれども、いかに大規模災害に備えて、こういった県、市町村、業界団体との連携が大事であるかということを改めて認識をさせていただきました。

ある意味、宮城県さんも兵庫県さんも、全国47の中では最先端を走って防災対策をやっている県でございます。神戸市さん、仙台市さんも当然、全国の政令市の中ではトップクラスの対応をさせていただいているところでございます。私どもとしては、こういった協議がほかの都道府県、市町村でもきちんとなされることが大事であると思っております。

私どもとしては、今でもまだ委任の仕組みですらきちんと県と市町村で共有されていないところもあるのが実情でございますけれども、委任の議論、それから、移譲の議論を通じて、こういった協議がきちんとなされて、仕組みとして災害救助、特に住宅の供給といったことがきちんとなされるような仕組みづくりを引き続き進めていきたいと思っております。

これから私どもとしても、色々制度設計を考えていかなければならない部分もございます。今日、非常に前向きな、建設的な御提案をいただいて、県の広域調整がどうあるべきか、県と市町村の連携体制がどうあるべきかという極めて具体的なお話もいただきましたので、また引き続き御相談をさせていただきながら、兵庫県、宮城県に限らず、色んな地域でこういった議論が起こる糧となるような検討を進めていきたいと思っております。引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○内閣府（川上参事官） それでは、以上をもちまして、協議の場を終了いたします。

本日は、本当にお忙しい中、ありがとうございました。